

# 事業概要

(令和2年4月1日)



仙台市水道局

# 目 次

<b>I 水道事業の概要</b> .....	1
1 沿革と現状.....	1
2 水道施設概要.....	2
3 水源・水質管理.....	6
4 施設整備・維持管理.....	8
5 災害対策.....	10
6 お客さまサービス.....	12
7 環境配慮.....	14
<b>II 水道事業の状況</b> .....	16
1 配水状況.....	16
2 広域水道からの受水状況.....	18
3 組織機構と職員数の状況.....	19
4 財政状況 ～令和2年度予算～.....	20
<b>III 資料</b> .....	22
1 事務分掌.....	22
2 庁舎等一覧.....	26
3 現行料金.....	27
4 公益財団法人.....	28
5 主要都市の水道事業.....	30
配水区域図.....	31
仙台市配水系統図.....	32

# I 水道事業の概要

## 1 沿革と現状

仙台市の水道は、大正2年12月、大倉川の表流水を水源に計画給水人口12万人を目標とする創設工事に着手し、大正12年3月に配水を開始した。その後、市勢の伸展、配水区域の拡大、市民生活の向上に伴う水需要の増加に対応するため、数次にわたる拡張事業や配水管整備事業により、水源の確保と供給体制の拡充を図ってきた。

平成12年には、七ヶ宿ダムを水源とする「宮城県仙南・仙塩広域水道」からの受水等に関連する施設の整備を中心とした、第5次拡張事業を完了し、平成13年には、旧宮城町及び旧秋保町から引き継いだ2つの簡易水道事業を上水道事業に統合し、供給体制の一元化を果たした。これらにより事業創設以来続いた建設拡張の時代を終え、水道水を安定的に供給できる現在の体制がほぼ確立された。

維持管理の時代を迎えると、かつて右肩上がりが増加してきた水需要は、節水意識の浸透や節水機器の普及、景気の低迷などを背景に、次第に減少傾向を強め、さらに、拡張事業期に集中的に整備してきた施設の更新や耐震化、環境問題への対応など、様々な課題に対する取り組みが求められることとなった。

東日本大震災後は、人口流入により給水人口は増加したものの、水需要は震災前と同様に減少傾向にある。本市ではまもなく人口減少に転じる見込みであり、水需要の減少傾向は更に強まることが想定され、今後更に増大する老朽施設の更新需要等とあいまって、水道事業を取り巻く経営環境は一段と厳しさを増すこととなる。

本市では、こうした経営環境の変化に対応しながら、将来にわたり持続可能な事業運営を行うため、令和2年3月に80年後の将来を見据えた今後10年間の運営方針を示す「仙台市水道事業基本計画（令和2年度～令和11年度）」を策定した。基本計画では、「未来へつなぐ杜の都の水の道～市民・事業者との協働～」という基本理念のもと、「水道システムの最適化」・「持続可能な経営」・「関係者との連携強化」を目指す将来像として設定し、その実現に向けた12の施策の基本的方向性を定めるとともに、「管路更新のペースアップ」・「浄水場の再構築」・「水道料金等の在り方検討」・「関係者と連携した災害対応の充実」を重点施策に掲げて、事業運営にあたっていくこととしている。

また併せて、基本計画の前期5年間における具体的な実行計画となる「仙台市水道事業中期経営計画（令和2年度～6年度）」を策定し、毎年度PDCAサイクルによる進捗管理を実施していきながら、各種事業を着実に推進していく。

本市の市民生活や産業活動を支えるライフライン事業者として、いつでも安全で良質な水道水を安定的に供給し続けることはもとより、更なる経営効率化の視点や従来手段にとどまらない新たな発想を持ち、新技術の導入や官民連携等についても多面的に検討を進めながら、経営基盤を強化していき、お客さまと地域社会により一層信頼される水道事業を目指していく。

## 2 水道施設概要（その1）

浄水場	中原浄水場		国見浄水場	茂庭浄水場
河川名	大倉川		大倉川	碁石川
水源	大倉川表流水	大倉ダム放流水	大倉ダム放流水	釜房ダム貯留水
貯水施設		大倉ダム	大倉ダム	釜房ダム
取水施設	取水門		取水門	取水塔
取水方法	自然流下		自然流下	自然流下
導水施設※1	隧道 4,742m 導水管 口径 600~800mm 1,008m	隧道 696m 導水管 口径 600mm 787m	隧道 7,850m 導水管 口径 1,200mm 4,213m	隧道 7,234m 導水管 口径 1,100~1,650mm 3,101m
浄水施設	横流式沈澱池 2池 急速ろ過池 8池		高速凝集沈澱池 4池 急速ろ過池 12池	高速凝集沈澱池 6池 急速ろ過池 20池
配水能力※2 (施設能力※3)	34,500m <sup>3</sup> /日 (34,500m <sup>3</sup> /日)		90,000m <sup>3</sup> /日 (97,300m <sup>3</sup> /日)	144,500m <sup>3</sup> /日 (190,500m <sup>3</sup> /日)
送水施設※1	口径 200~700mm 46,795.7m			
主な配水施設 (配水所)	浄水場内 8,000 m <sup>3</sup> 五ッ森 1,650 m <sup>3</sup> 赤坂 1,300 m <sup>3</sup> 北山 600 m <sup>3</sup> 白沢 700 m <sup>3</sup>		浄水場内 33,000 m <sup>3</sup> 荒巻 10,000 m <sup>3</sup> 安養寺 8,000 m <sup>3</sup>	浄水場内 75,000 m <sup>3</sup> 大年寺山 16,000 m <sup>3</sup>
配水管延長	口径 75mm ~ 1,200mm 3,480,220 m ※1			

※1 管路延長については、平成31年3月31日現在

※2 配水能力=現行水利権等に基づき配水できる能力

※3 施設能力=設計に基づく施設の最大能力

令和2年4月1日現在

福岡浄水場		作並浄水場	熊ヶ根浄水場
七北田川	宮床川		大倉川
七北田ダム放流水	宮床ダム貯留水	熊沢, 元木沢(表流水)	大倉川表流水
七北田ダム	宮床ダム		
取水堰	取水塔	取水堰	取水柵
ポンプ揚水	ポンプ揚水	自然流下	自然流下
導水管 口径 800mm 1,550m	調整池 1,000m <sup>3</sup> 導水管 口径 350~400mm 7,780m	導水管 口径 100~300mm 3,322m	導水管 口径 150~200mm 1,617m
横流式沈澱池 2池 急速ろ過池 16池	横流式沈澱池 2池 急速ろ過池 6池	横流式沈澱池 2池 急速ろ過池 6池	横流式沈澱池 2池 急速ろ過池 3池
38,700m <sup>3</sup> /日 (60,600m <sup>3</sup> /日)	2,000m <sup>3</sup> /日 (2,000m <sup>3</sup> /日)	1,100m <sup>3</sup> /日 (1,100m <sup>3</sup> /日)	
口径 250~800mm 28,300m		口径 150~300mm 8,742m	
将監第一 大沢 向陽台 寺岡 住吉台 加茂	10,000 m <sup>3</sup> 3,000 m <sup>3</sup> 3,000 m <sup>3</sup> 2,500 m <sup>3</sup> 2,300 m <sup>3</sup> 2,000 m <sup>3</sup>	浄水場内 2,000 m <sup>3</sup>	熊ヶ根 1,020 m <sup>3</sup> 大倉 570 m <sup>3</sup>

## 2 水道施設概要（その2）

令和2年4月1日現在

浄水場	野尻浄水場	滝原浄水場	名称	仙南・仙塩広域水道受水
河川名			河川名	白石川
水源	野尻水源（湧水）	滝原水源（湧水）	水源	七ヶ宿ダム貯留水
貯水施設			貯水施設	七ヶ宿ダム
取水施設	集水柵	集水井	受水量	95,400 m <sup>3</sup> /日
取水方法	自然流下	ポンプ揚水	受水施設	坪沼 3,250 m <sup>3</sup> /日
導水施設※1	導水管 口径 75~100mm 917m	導水管 口径 100mm 1,649m		太白 40,800 m <sup>3</sup> /日
				錦ヶ丘 4,080 m <sup>3</sup> /日
浄水施設	膜ろ過施設	膜ろ過施設		芋沢 7,570 m <sup>3</sup> /日
配水能力※2 （施設能力※3）	190m <sup>3</sup> /日 (190m <sup>3</sup> /日)	160m <sup>3</sup> /日 (160m <sup>3</sup> /日)		国見高区 24,580 m <sup>3</sup> /日
送水施設			南中山 7,200 m <sup>3</sup> /日	
主な配水施設 （配水所）	浄水場内 150 m <sup>3</sup>	浄水場内 260 m <sup>3</sup>	紫山 1,200 m <sup>3</sup> /日	
			高森 3,600 m <sup>3</sup> /日	
			松陵 3,120 m <sup>3</sup> /日	
			主な配水施設 （配水所）	国見高区 34,000 m <sup>3</sup>
				太白 20,000 m <sup>3</sup>
				鉤取山 16,000 m <sup>3</sup>
				南中山 13,000 m <sup>3</sup>
				黒森山 10,000 m <sup>3</sup>
				紫山 5,000 m <sup>3</sup>
				高森 4,500 m <sup>3</sup>
				松陵 4,500 m <sup>3</sup>
青葉山 4,000 m <sup>3</sup>				
上原 3,740 m <sup>3</sup>				
芋沢 3,000 m <sup>3</sup>				
錦ヶ丘 2,500 m <sup>3</sup>				
坪沼 1,500 m <sup>3</sup>				
配水管延長	P.2参照			

※1 管路延長については、平成31年3月31日現在

※2 配水能力=現行水利権等に基づき配水できる能力

※3 施設能力=設計に基づく施設の最大能力

## 2 水道施設概要（その3:現在休止中の施設）

令和2年4月1日現在

浄水場	新川浄水場	定義浄水場
河川名		
水源	新川水源（浅井戸）	定義水源（浅井戸）
貯水施設		
取水施設	浅井戸	浅井戸
取水方法	ポンプ揚水	ポンプ揚水
導水施設	導水管 口径 75mm 23m	導水管 口径 75～150mm 4,107m
浄水施設	横流式沈澱池 1池 急速ろ過池 2池	横流式沈澱池 2池 急速ろ過池 2池
配水能力※1 (施設能力※2)	— (130m <sup>3</sup> /日)	— (120m <sup>3</sup> /日)
送水施設	—	—
主な配水施設 (配水所)	—	—
休止年月日	平成19年4月1日	平成13年4月19日

※1 配水能力=現行水利権等に基づき配水できる能力

※2 施設能力=設計に基づく施設の最大能力

### 3 水源・水質管理

水質管理として、理化学試験、微生物試験及び生物試験を行い、この結果を水源から給水栓までの水道システム全体に反映させるとともに、「仙台市水道局水安全管理対応マニュアル」を運用し、給水栓から供給される水道水を常に安全で清浄な状態に保っている。

また、お客さまが管理する給水装置や貯水槽水道からも安全な水道水が供給されるよう、お客さまに対する情報提供などに取り組んでいる。

#### (1) 水源及び浄水場における水質管理

水源においては、植物プランクトン由来の異臭味発生、クリプトスポリジウム等の感染症の原因となる微生物や流域のゴルフ場・水田等で使用される農薬による水質汚染のおそれがある。これらの状況を把握し、水源保全対策や浄水処理に反映させるため、定期的に水源及び浄水場の水質監視を行っているほか、水源における水質悪化時や浄水処理過程において異常が認められた時などには、臨時の水質検査も実施している。また、4つの主要浄水場には、原水の異臭味原因物質などの除去を目的とした粉末活性炭注入設備を導入しており、水源における異臭味発生などの水質悪化の際には、粉末活性炭処理を行っている。さらに、原発事故が発生して以降、各浄水場における放射性物質の監視も定期的に行っている。

#### (2) 給水栓水の水質管理

お客さまの蛇口において、水道法に基づく定期及び臨時の水質検査を行っている。定期の水質検査として、色・濁り・残留塩素については毎日、水質基準項目については年4回から12回、水質管理目標設定項目等については年2回から12回、検査を実施しているほか、給水栓水で水質の異常が疑われる場合には、臨時の水質検査も実施している。また、より安全で良質な水道水をお届けするために、本市独自の水質目標を設定し、水質管理の強化に取り組んでいる。

#### (3) 水質検査結果の信頼性の確保

正確で精度の高い検査体制の維持・向上のため、定期的な水質検査教育研修を行っている。また、水質検査結果の信頼性の確保に関し、本市は日本水道協会より水道G L P (水道水質検査優良試験所規範)の認定を取得している。

(平成18年11月取得，平成30年11月更新)

#### (4) 水質管理・検査体制の整備

水質管理をより強力に推進し、水質の管理と検査に関する業務分担を明確化するため、平成28年4月より「水質検査課」を「水質管理課」へ改め、課内体制の再編をした。この体制の下、新たに設定が予定される水質基準項目や水質



管理目標設定項目等に対応した検査体制の整備を行うとともに、老朽化した検査機器の更新を計画的に行っている。

(5) 水質検査計画の策定

水質検査項目、採水の場所、検査の回数等を定めた水質検査計画を毎事業年度の開始前に策定し、公表している。

(6) 仙台市水道局水安全管理対応マニュアルの運用

安全な水道水の供給をより確実にを行い、お客さまに安心して水道水を飲んで頂けるよう、水質事故を極力未然に防ぎ、また、万一事故が発生した場合に迅速に対応するためのマニュアルを策定し、平成25年度から運用を開始している。

(7) 適正な給水装置工事の施工

多様化する給水用具等の普及等を踏まえ、給水装置工事に求められる技術力を確保するため、指定給水装置工事事業者に対する定期的な研修会等の開催や、水道法の改正に伴い導入された、指定給水装置工事事業者の更新制度を通して、適正な給水装置工事の施工を指導している。

また、お客さまが給水装置を適切に維持管理できるよう、広報紙等により情報提供に努めている。

(8) 貯水槽水道への関与

貯水槽水道の仕組みや維持管理の重要性などについて、広報紙やホームページを通じて広くお知らせしている。

貯水槽水道を使用して水道水をご利用いただいているお客さまから水質に関する不安などが寄せられた場合には、現地に出向いて蛇口での水質検査を行い、その検査結果や貯水槽水道の仕組みなどについてお知らせする取り組みを行っている。

また、貯水槽水道を所有・管理する方に対しては、保健所などの衛生行政部局と連携しながら貯水槽水道の管理状況について調査を行い、水質管理の重要性に関する指導・助言を行っている。

## 4 施設整備・維持管理

施設や管路の計画的な耐震化を行い、災害に強い施設・システムづくりを推進している。また、安定給水やバックアップ機能確保の観点を持ちながら、水需要に合わせた施設の統廃合や再配置、規模の見直しなどの再構築を行っている。併せて、東日本大震災により被災し、未だ復旧していない一部の水道施設や、新たな街づくりを支えるための配水管復旧・整備を進めている。

### (1) 取水・導水・浄水施設

常に安定的な浄水処理を継続するために、施設の耐震診断を行い、必要に応じて耐震補強工事を行うとともに、日常の維持管理を通して各施設の状態を把握し、電気・機械設備の計画的な更新や修繕を実施している。

### (2) 送水・配水施設

安定した送配水機能を維持するため、配水池などの施設の耐震診断を行い、将来の水需要を勘案したうえで必要に応じて耐震補強工事や改修工事を行うとともに、各種計器類などの設備を含め、施設の計画的な更新や修繕を実施している。

さらに災害対応力強化のため、広域水道単独配水区域の解消を目的とした送水施設の整備、配水ブロック再編に係る配水流量計などの整備を行っている。

### (3) 管路施設

#### ① 管路の更新・耐震化

災害に強い施設・システムづくりを目指して、送水管や配水幹線などの基幹管路の新設や、耐震性・耐久性に優れた高機能型管への更新を推進し、平常時の効率的・経済的な水運用を行うとともに、送配水経路の多系統化や水道水の相互融通機能を充実させることにより、断水事故発生などのリスク軽減を図っている。

また、老朽化が進んでおり、且つ耐震性に劣る配水管を、耐震性・耐久性に優れた高機能型管に順次更新し、漏水事故を未然に防ぐとともに地震に強い管網形成を図っている。

#### ② 重要施設への管路の耐震化

災害医療の拠点となる災害拠点病院などの重要施設に対し、これら施設への供給経路となる管路を優先的に更新し、災害時においても供給の確保や早期復旧が可能となるよう、耐震化を進めている。

#### ③ 鉛製給水管の解消

漏水防止や適正な水質管理の観点から、公道内に埋設されているお客さまの鉛製給水管については、工事困難箇所などを除き概ね解消したことから、

私道内に埋設されている鉛製給水管について，引き続き計画的な更新を行っていく。

(4) 震災復興関連

仙台市震災復興計画等に基づく新たな街づくりを支えるため，津波により甚大な被害を受け，未だ復旧途上にある東部沿岸地域を中心に，配水管などの復旧・整備を行っている。

現在は，蒲生北部被災市街地復興土地区画整理事業，東部沿岸部の集団移転跡地利活用事業など，震災復興関連事業の進捗に合わせ，水道施設の復旧・整備を着実に進めている。



仙台市水道局キャラクター  
ウォッターくん

## 5 災害対策

大規模災害などの発生時に迅速な応急給水や復旧活動が実施できるよう、危機管理体制や設備を強化するとともに、災害時給水施設の設置拡大、地域の皆様や他都市との連携強化など、ハード・ソフト両面において災害対応力を強化する。

### (1) 災害時給水施設の整備

大規模な断水等が発生した場合に備え、市民に飲料水を供給するための災害時給水施設の整備を行う。

#### ① 災害時給水栓（地下型・地上型・水飲み場型）

配水幹線管路から直接応急給水を行うことができる「地下型」と、蛇口の付いた常設の「水飲み場型」を設置している。

また、市内の指定避難所に地域住民による応急給水が可能となる「地上型」の設置を進めており、令和2年度は中学校13校、高等学校1校に設置する。

（地上型 125 校・水飲み場型 1 校・地下型 13 箇所に設置済み）

#### ② 非常用飲料水貯水槽

市内の小学校や公園等の地下に、配水管と接続した容量 100 m<sup>3</sup>の貯水槽を設置した施設で、緊急時には水の流れを遮断し、蓄えた水を応急給水に利用する。

（19 箇所に設置済み）

#### ③ 応急給水栓（配水所活用型・ポンプ井活用型）

配水所や送水・配水ポンプ場に併設した施設で、これらに蓄えられた水を応急給水に利用する。

（配水所活用型 22 箇所・ポンプ井活用型 2 箇所に設置済み）

### (2) 水道施設の長期停電対策の充実

大規模災害等による長期停電に備え、浄水場や主要配水所・ポンプ場の非常用自家発電設備における燃料タンク増設などの対策を進めている。令和2年度は、住吉台・道半、計2ヶ所の送水ポンプ場の非常用自家発電設備更新が完了するほか、葛岡送水ポンプ場の非常用自家発電設備の更新工事に着手する。

また、燃料補給用タンクローリー車を使用し、小規模配水所等の非常用自家発電設備への燃料補給訓練を実施する。

(3) 危機管理マニュアルの作成・配付

地震や風水害等への危機対応において、職員が取るべき行動と組織が行う災害対応をとりまとめた危機管理マニュアル「がんばるウォッターくん」を作成し、職員全員に配付している。また、震災の経験や訓練をもとに記載内容の検証を行い、随時見直しを図る。

(4) 防災訓練の実施

職員の災害時における的確な状況判断能力と臨機応変な現場対応能力の向上を目的として、地震を想定した実践的な災害対策訓練を行う。また、相互応援協定等を締結している他都市との合同防災訓練を行い、実効性のある相互応援活動の実施体制を強化する。

また、町内会等が実施する防災訓練等への参加を通して、応急給水を体験する機会を広く提供し、災害時の応急給水活動と水道局の災害対策の取り組み及び、各家庭でできる水の確保や、給水を受ける際の容器の準備等について市民にPRする。

さらに、災害時給水栓（地上型）を設置した学校の職員、避難所運営にあたる町内会、避難所担当課に災害時給水栓の特徴、使用方法などを説明し、訓練での活用を図るとともに、地域との連携による災害対応の取り組みを行っている。

(5) 復旧材料の備蓄

大規模災害などにより断水等が発生した場合における迅速な復旧活動や断水区域の縮小を目的として、特に断水等の影響が広範囲に及ぶ口径400 mm以上の幹線管路を修繕するための材料の備蓄を行っている。

## 6 お客さまサービス

お客さまのニーズが多様化・高度化している状況の中で、お客さまの声を的確に捉え、利便性の向上につながる取り組みを充実させていくとともに、水道事業へのお客さまの理解と協力を得るために必要な情報の提供を行い、お客さまの視点に立った事業運営に努めている。

### (1) 窓口サービスの充実

水道に関する申し込みや一般的な問い合わせに対応する「水道局コールセンター」を運営しているほか、水道使用開始・廃止の申し込みについてはインターネットやFAXで24時間受付している。

また、お客さまがいつでも安心して水道を利用できるよう、漏水などの水道トラブルに関する問い合わせは「水道修繕受付センター」が24時間年中無休で対応している。

### (2) 地元密着型水道修繕登録店制度の運用

漏水や故障等、ご家庭の給水装置の修繕依頼に対応できる地元工事事業者について、わかりやすくお客さまに紹介する取り組みを行っている。

### (3) 各戸計量徴収制度の推進

平成19年6月1日に制度を一部改正し、総代人の事務負担軽減や一括計量方式から各戸計量徴収方式へ切り替える際の適用要件緩和などにより、各戸計量徴収の普及促進とお客さまの負担軽減を図っている。

### (4) 広報活動

#### ① 広報紙「仙台の水道H<sub>2</sub>O」

水道事業についてわかりやすく親しみある紙面でお知らせする広報紙を年3回発行し、全戸配布している。

#### ② 各種イベントの実施

お客さまに水道事業への理解と関心を深めていただくため、「水道フェア」や「水道探検親子ツアー」、「水源地親子ツアー」、「大人の水道見学ツアー」などさまざまなイベントを開催し、積極的な情報発信を行っている。

#### ③ 水道週間

毎年6月1日から7日まで全国的に実施される「水道週間」の期間中、その趣旨をふまえ、市内の小学校に広報資料を配布するなどのPR活動を実施している。

#### ④ 水道凍結防止キャンペーン

冬季に水道の凍結防止に関する啓発活動を行っている。

⑤ ホームページ

水道に関する情報をお客さまに提供するため、また、お客さまのご意見・ご要望を的確に把握するために開設している。

アドレス <https://www.suidou.city.sendai.jp/>

⑥ 出前水道教室

浄水場見学が困難な小学校へ浄水場職員が出向き、水道のしくみなどについて紹介する水道教室を実施している。

⑦ 水道記念館（青葉区熊ヶ根字大原道地内）

本市の水源である青下水源地に、給水70周年を記念し、平成5年8月に開設したもので、水道の歴史やしくみ、水循環や水源環境などについて楽しみながら学べる展示を行っている。

また、水道記念館が建つ青下水源地には、桜や紅葉などの四季折々の自然を楽しめる散策路やハイキングコース、昭和初期に建設された青下第1ダム等の水道の歴史資産があり、訪れた方に気軽に自然や歴史を楽しんでいただけるよう、その魅力や情報を広報紙等により発信している。

⑧ 水道水ボトルドウォーター

家庭での水の備蓄を呼びかけるとともに、仙台の水道水のおいしさを実感していただくため、水道水ボトルドウォーター「ごくり☆きらり せんだい」を作製し、水道記念館や水道局のイベントなどで配布しているほか、ローソン仙台市役所店等において販売も行っている。

⑨ おふる部

令和2年度より実施する産学官連携事業であり、大学生が中心となって入浴をテーマにした様々な記事をSNS上に投稿するほか、合同イベントの開催等によりPRを行い入浴の魅力を発信することで、入浴習慣の定着による水道水の有効利用促進や健康増進を図る。

(5) 広聴活動

① 水道モニター制度

仙台市の水道を利用するお客さまに委嘱し、研修会や施設見学会などを実施するとともに、水道事業へのご意見をお聴きし、施策への反映に努めている。

② 各種アンケートの実施

広報紙「仙台の水道H<sub>2</sub>O」や各種イベントなどで水道事業に関するアンケートを実施し、お客さまのニーズの把握と施策への反映に努めている。

## 7 環境配慮

地球規模で循環する水の恩恵を受けて水道水を供給する事業者として、エネルギーの有効活用や廃棄物のリサイクルを進めるなど、環境負荷の低減に努めるとともに、健全な水循環を形成する取り組みを進めている。

### (1) 低炭素社会づくりへの貢献

#### ① 再生可能エネルギーの活用

##### ア 太陽光発電によるエネルギー創出

主要浄水場（茂庭，国見，中原，福岡），安養寺配水所及び水道局本庁舎に太陽光発電設備（計104kW）を導入している。

##### イ 小水力発電によるエネルギー創出

東日本大震災後，新たな代替エネルギーとして注目を集めている小水力発電設備を導入している。これまで，安養寺配水所に最大出力25kWの設備を設置したほか，民間資本の建設・運営により，ダム貯水池から取水した原水を利用した出力199kWの発電設備を上追沢沈砂池に導入している。

#### ② 省エネルギー型機器の導入

ポンプ場や浄水場の設備の更新に合わせ，高効率の変圧器・モーター・ポンプを採用し，省エネルギー型機器への切り替えを進めている。配水所への送水は，流入する水圧を有効活用する「直結直圧ポンプ設備」の採用を進めている。

また，各施設の照明設備のLED化についても，順次取り組みを進めている。

#### ③ 公用車の排出ガス削減対策

公用車の更新に合わせ，低燃費・低排出ガスの次世代自動車等の導入を進めている。

また，公用車の共用化と台数の削減により，1台当たり稼働率の向上を図るとともに，エコドライブを実践し燃料使用量の削減に取り組んでいる。

### (2) 廃棄物の減量と資源の有効活用

#### ① 浄水発生土の有効活用

浄水処理の過程で発生する浄水発生土について，産業廃棄物としての処理量の削減を図るため，セメント原料や建設改良土，園芸用土などに再利用する取り組みを進めている。



② 建設副産物のリサイクル等

水道工事において発生する建設発生土やアスファルト塊，コンクリート塊などの建設副産物について，可能な限りリサイクルを進め資源の有効活用を図るとともに，工法を工夫し発生量の縮減に努めている。

(3) 健全な水循環の形成への貢献

① 水源涵養林の管理

仙台市の水道水源の一つである青下ダムの周辺と上流域の森林約86haを，水源涵養林として保育管理している。

② 水源流域の保全に向けた活動

ア 各種協議会への参画

名取川水系の自治体などで構成される各種協議会に参画し，国や県との連携のもとで水環境保全のための取り組みや検討を行っている。

イ 協働による水源保全活動

釜房ダムや青下ダムの周辺において，公募の市民や地域住民，民間事業者の方々とともに水源の清掃活動を実施するなど，協働による水源保全活動に取り組んでいる。

また，令和2年度より民間企業等9団体との協定に基づく「青下の杜プロジェクト」を実施し，各団体からの寄付金を活用した上記水源涵養林の保全育成活動や，各団体との連携による様々なイベント等の実施を通じて，水源保全に関する周知・啓発等の取り組みを進めていく。



## II 水道事業の状況

### 1 配水状況

水道事業は、大正12年に配水能力13,400m<sup>3</sup>/日で配水を開始して以来、水需要の増加に対応するため、数次にわたる拡張事業を行ってきた。平成12年には宮城県仙南・仙塩広域水道用水供給事業からの受水関連施設の整備を主体とした第5次拡張事業が完了し、事業創設以来続いた建設拡張の時代を終え、当分の間は安定した供給ができる見通しとなった。

普及率（給水人口／給水区域内人口）は、未普及地域の解消等の努力により平成9年度には99%台に到達し、令和元年度決算見込では99.7%となっている。

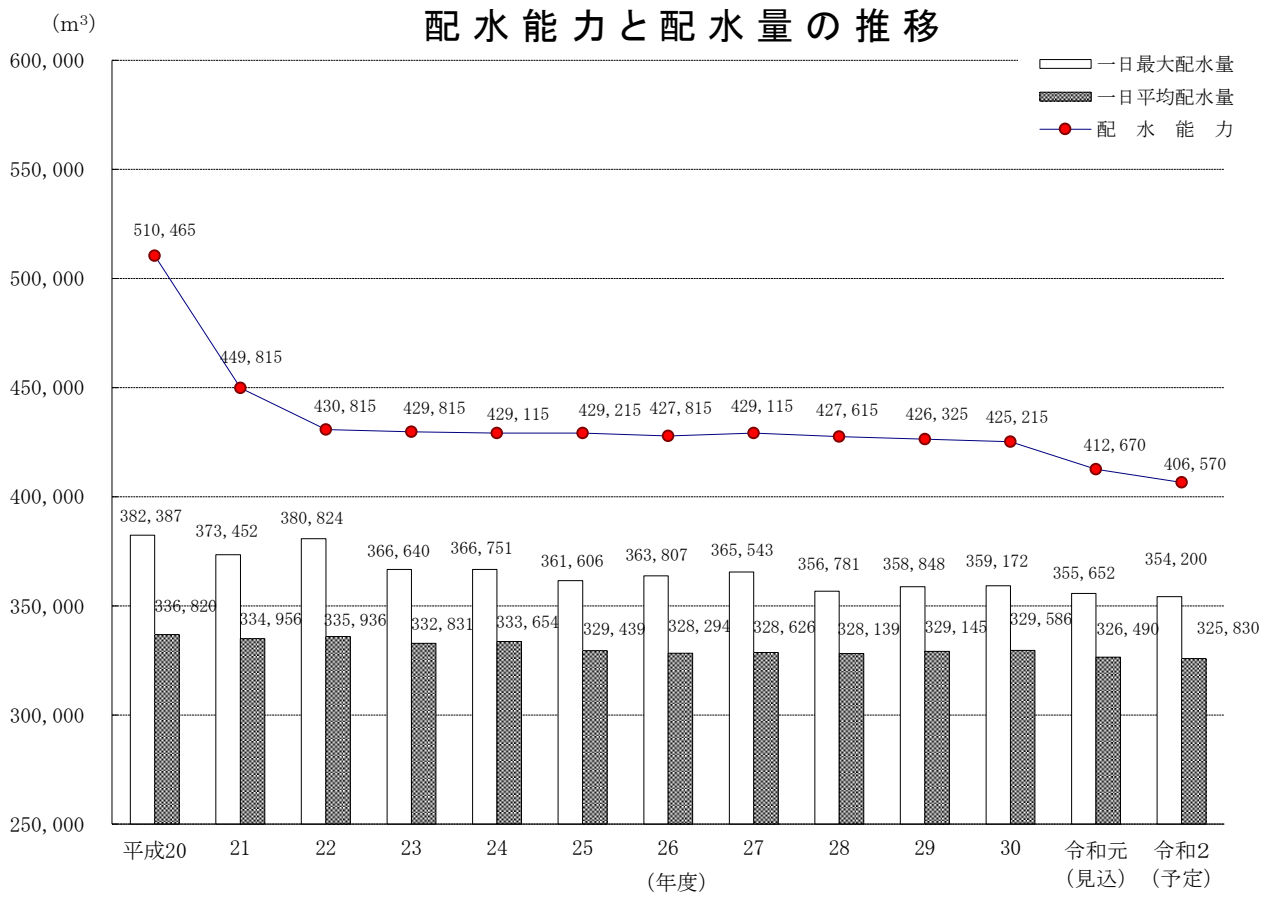
一方、かつて右肩上がりで推移してきた水需要は、社会経済状況の変化や市民の節水意識の定着等を背景に、平成9年度をピークに減少傾向が続いている。

令和2年度の年間総配水量については、令和元年度決算見込と比較して568,000m<sup>3</sup>(0.5%)減の118,927,000m<sup>3</sup>、年間有収水量は、297,000m<sup>3</sup>(0.3%)減の112,743,000m<sup>3</sup>を予定し、有収率は94.8%を予定している。

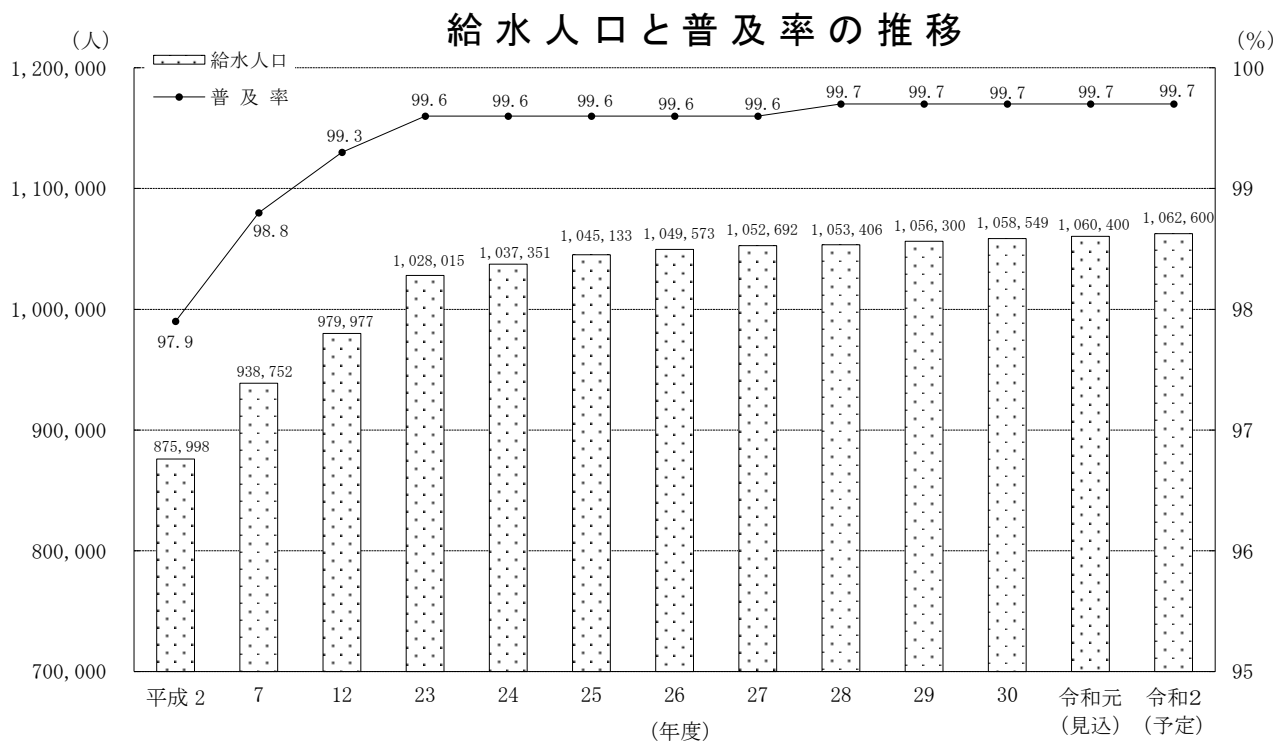
また、一日最大配水量は354,200m<sup>3</sup>、一日平均配水量は325,830m<sup>3</sup>（負荷率92.0%）を予定している。

#### 配水状況の見込

区分	単位	令和2年度 予定	令和元年度 決算見込	増減（△減）
年間総配水量	m <sup>3</sup>	118,927,000	119,495,000	△568,000
一日最大配水量	m <sup>3</sup>	354,200	355,652	△1,452
一日平均配水量	m <sup>3</sup>	325,830	326,490	△660
年間有収水量	m <sup>3</sup>	112,743,000	113,040,000	△297,000
有収率	%	94.8	94.6	0.2



※ 平成21年度及び令和元年度の配水能力減は、水利権許可水量の変更によるもの。



※ 旧簡易水道事業の数値を含まない。

## 2 広域水道からの受水状況

仙南・仙塩広域水道用水供給事業は、宮城県が事業主体であり、七ヶ宿ダムを水源として、仙南・仙塩地域の17市町に対して水道用水を供給するものである。

昭和52年から建設工事に着手し、平成2年度には一部給水を開始した。また、平成5年度には第2期工事が完成し、ダム取水系の計画給水量である一日最大279,000m<sup>3</sup>の給水が可能となった。

第3期工事については、当初、平成6年度から平成11年度の工期を予定していたが、水需要が当初計画を大きく下回っていることから、現在事業を休止している。

本市における受水量については、宮城県と受水17市町との間で「仙南・仙塩広域水道用水の供給に関する覚書」を締結しており、令和2年度の受水量は95,400m<sup>3</sup>/日となっている。

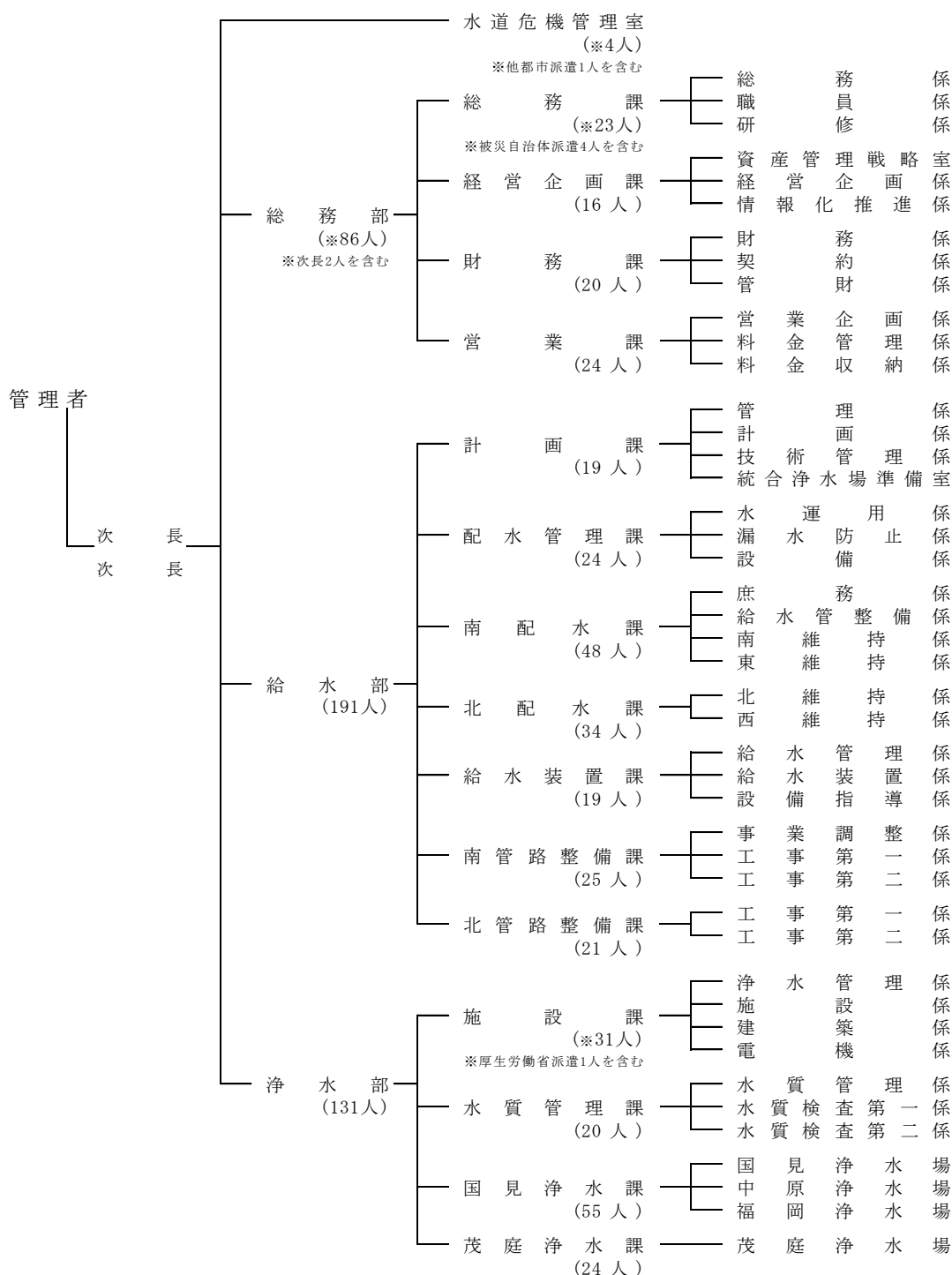
### ○ 基本計画

- |          |  |
|----------|--|
| ① 水 源    | 七ヶ宿ダム（阿武隈川水系白石川）   |
| ② 給水対象市町 | 仙南地域 3市6町<br>仙塩地域 5市3町   |
| ③ 計画取水量  | 595,000m <sup>3</sup> /日<br>ダム直接取水 300,000m <sup>3</sup> /日<br>河道取水 295,000m <sup>3</sup> /日（事業休止中）                                    |
| ④ 計画給水量  | 553,300m <sup>3</sup> /日（うち仙台市受水分 331,900m <sup>3</sup> /日）<br>ダム直接取水 279,000m <sup>3</sup> /日<br>河道取水 274,300m <sup>3</sup> /日（事業休止中） |
| ⑤ 工 期    | 昭和52年度～未定<br>（一部給水開始 平成2年4月1日）   |
| ⑥ 事 業 費  | 3,109億円（うちダム負担金604億円）  |

### 3 組織機構と職員数の状況

令和2年度は、水道事業における危機事象発生時の機動的かつ組織横断的な対応等をこれまで以上に確実かつ迅速に行うため、局直轄の「水道危機管理室」を新設した。併せて、水道事業における経営管理機能の強化を図り、持続可能な水道システムを構築するための各種施策を着実に推進するため、「経営企画課」及び「財務課」を設置するとともに、お客さまのニーズの把握、積極的な情報発信及び水道水の利用促進等に関する営業戦略の推進のため、「営業課」を設置した。

3部16課44係 現員数 412人（管理者を除く） （令和2年4月1日現在）



## 4 財政状況～令和2年度予算～

令和2年度においては、今後10年間の事業運営方針として策定した基本計画等に基づき、老朽化した管路の更新ペースアップや水需要に合わせた施設の再構築に取り組みとともに、将来を見据えた適切な資産管理のためのアセットマネジメントの取り組み等を推進する。また、水道施設の耐震化をはじめとした災害対策や、施設の機能維持のための更新・改良工事等を着実に行う。

### (1) 事業計画

年間総配水量	118,927,000 m <sup>3</sup>
一日最大配水量	354,200 m <sup>3</sup>
一日平均配水量	325,830 m <sup>3</sup>
年間有収水量	112,743,000 m <sup>3</sup>
使用給水栓数	470,000 栓

### (2) 建設改良事業

配水管整備事業	80億1,830万円
施設整備事業	42億2,825万円
受託等工事	4億6,437万円

### 令和2年度予算規模の対前年度比較

(単位：万円・税込)

区分	科目	令和2年度 (当初)	令和元年度 (補正後)	増減	対前年度 増減率
収入の部	収益的収入	3,043,459	2,997,441	46,018	1.5 %
	資本的収入	541,719	563,367	△ 21,648	△ 3.8 %
	計	3,585,178	3,560,808	24,370	0.7 %
支出の部	収益的支出	2,786,954	2,783,921	3,033	0.1 %
	資本的支出	1,900,943	1,613,995	286,948	17.8 %
	計	4,687,897	4,397,916	289,981	6.6 %

### (3) 収益的収入及び支出

収入304億3,459万円に対し、支出278億6,954万円を見込み、収支差引25億6,505万円（消費税及び地方消費税抜額19億1,515万円）の純利益となる見込みである。

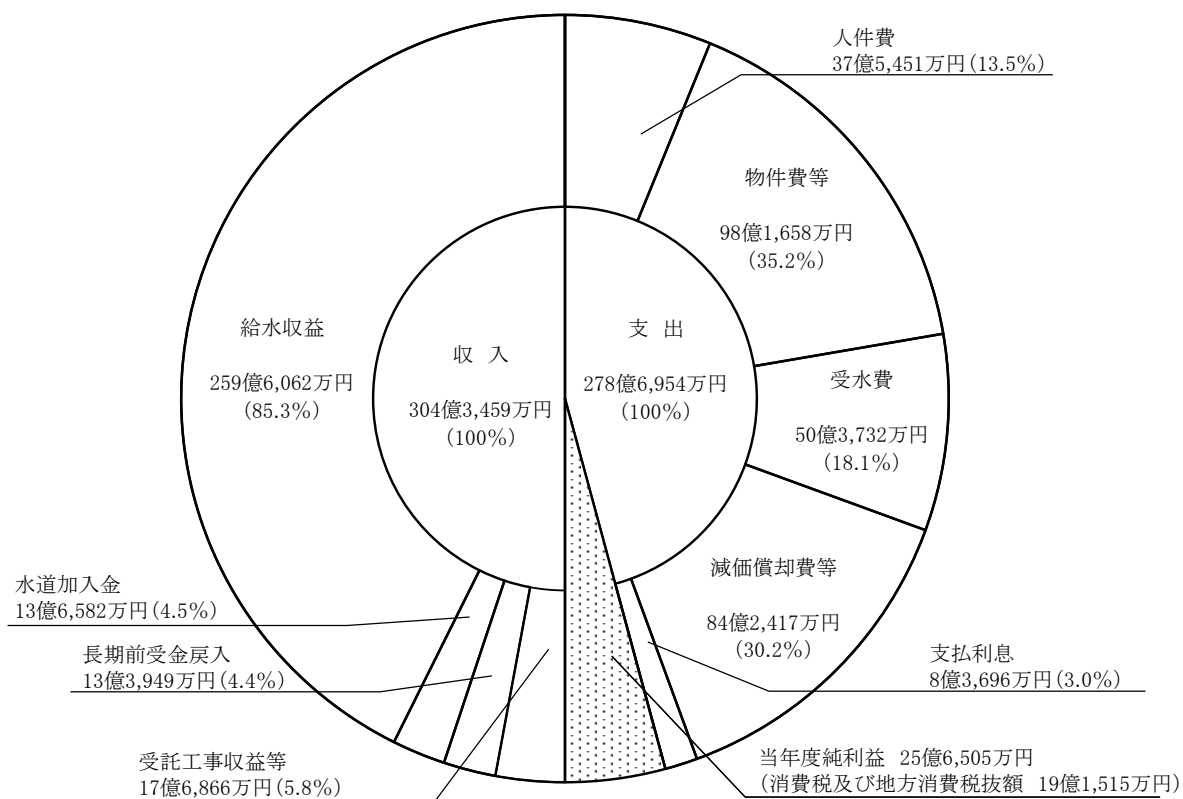
### (4) 資本的収入及び支出

収入54億1,719万円に対し、支出190億943万円を見込み、収支差引135億9,224万円の収入不足が生じる見込みである。

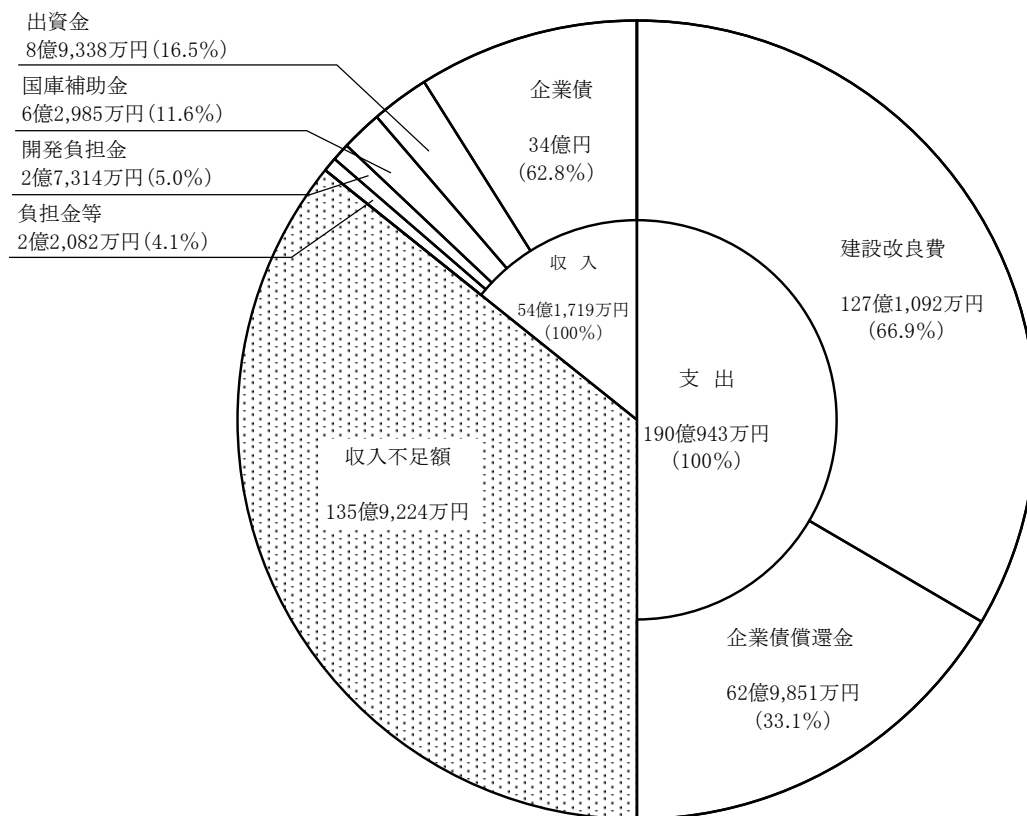
### (5) 資金収支

資本的収支において予想される収入不足135億9,224万円は、損益勘定留保資金等で補てんし、令和2年度末における資金剰余額は66億7,074万円となる見込みである。

令和2年度 当初予算水道事業収益の収支



令和2年度 当初予算水道事業資本の収支



### III 資 料

#### 1 事 務 分 掌

部 課 所 名		事 務 分 掌
水道危機管理室		1 水道施設の危機管理及び災害対策に係る総合的な企画及び調整に関すること 2 水道施設の危機管理及び災害対策に係る研修及び訓練の総括に関すること 3 危機及び災害発生時の対応に関すること 4 危機及び災害発生時における受援及び応援に係る総合調整に関すること 5 危機管理及び災害対策に係る関係機関との連絡調整に関すること
部	総務課	1 儀式及び交際に関すること
	総務係 職員係 研修係	2 公印に関すること 3 文書事務の総括に関すること 4 公告式に関すること 5 争訟に関すること 6 企業管理規程、重要な契約文書等の審査に関すること 7 職務権限及び事務決裁制度に関すること 8 広報及び広聴に関すること（営業課の所管に属するものを除く。） 9 水道関係団体に関すること 10 組織機構に関すること 11 職員の定数に関すること 12 職員の任免、懲戒、服務、その他身分に関すること 13 職員の人事評価に関すること 14 職員の給与に関すること 15 職員の労働条件及び労働組合に関すること 16 職員の福利厚生に関すること 17 職員の安全衛生に関すること 18 職員の公務災害に関すること 19 職員の研修に関すること 20 事務の改善に係る企画及び調査に関すること 21 局内事務及び部内事務の連絡調整に関すること
	経営企画課 資産管理戦略室 経営企画係 情報化推進係	1 水道事業に係るアセットマネジメントの推進に関すること 2 水道事業の経営計画の策定及び進捗管理並びに重要施策の総合調整に関すること 3 分水に関すること（営業課の所管に属するものを除く。） 4 広域水道に関すること 5 水道事業経営に関する分析、調査及び研究に関すること 6 広域連携の総括に関すること 7 情報化の推進に係る総合的な企画及び調整に関すること 8 業務電算システムの管理運営に関すること



部 課 所 名		事 務 分 掌	
総 務 部	財 務 課 財 務 係 契 約 係 管 財 係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 財政計画及び資金計画に関すること</li> <li>2 予算及び決算に関すること</li> <li>3 企業債及び一時借入金に関すること</li> <li>4 原価計算及び財務分析に関すること</li> <li>5 料金制度の調査及び研究に関すること</li> <li>6 資金の運用に関すること</li> <li>7 現金、有価証券及び担保物の出納及び保管に関すること</li> <li>8 出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関に関すること</li> <li>9 工事の請負契約に関すること</li> <li>10 物品の購入、修繕その他の契約(別に定めるものを除く。)に関すること</li> <li>11 庁舎管理の総括に関すること</li> <li>12 自動車の管理の総括に関すること</li> <li>13 固定資産の取得、管理及び処分に関すること</li> <li>14 損害保険に関すること</li> <li>15 物品の出納及び保管に関すること(南配水課、国見浄水課及び茂庭浄水課の所管に属するものを除く。)</li> </ol>	
	営 業 課 営 業 企 画 係 料 金 管 理 係 料 金 収 納 係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 営業施策の企画調整及び推進に関すること</li> <li>2 水道料金及び下水道使用料の徴収に係る調査及び企画に関すること</li> <li>3 営業施策の推進に係る広報及び広聴に関すること</li> <li>4 水道料金及び下水道使用料の徴収の総括に関すること</li> <li>5 水道の使用に係る手続に関すること</li> <li>6 水道料金及び下水道使用料の調定に関すること</li> <li>7 分水料金の徴収及び還付に関すること</li> <li>8 水道料金及び下水道使用料の減免及び還付に関すること</li> <li>9 コールセンターの運営に関すること</li> <li>10 水道の使用に係る開閉栓に関すること</li> <li>11 使用水量の計量及び認定に関すること</li> <li>12 水道メーターに係る計量に関すること</li> <li>13 給水装置使用者等の確認調査に関すること</li> <li>14 水道料金及び下水道使用料の収納に関すること</li> <li>15 水道料金及び下水道使用料の滞納整理に関すること</li> <li>16 滞納に係る給水の停止に関すること</li> <li>17 水道料金の債権放棄及び不納欠損処分に関すること</li> </ol>	
	給 水 部	計 画 課 管 理 係 計 画 係 技 術 管 理 係 統 合 浄 水 場 準 備 室	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 水道施設に係る総合的な調整に関すること</li> <li>2 送水施設及び配水施設(国見浄水課及び茂庭浄水課の所管に属するものを除く。)並びに給水装置(以下これらを「送配水施設等」という。)の維持管理の総括に関すること</li> <li>3 送配水施設等の施設整備の長期構想並びに計画及び調整に関すること</li> <li>4 送配水施設等の建設改良事業の総括に関すること</li> <li>5 水需要の推計に関すること</li> <li>6 水道施設整備に係る国庫交付金等事業の事務及び調整に関すること</li> <li>7 工事の設計基準及び積算の総括に関すること</li> <li>8 総合評価一般競争入札に係る技術的事項に関すること</li> <li>9 積算システムの運用管理に関すること</li> <li>10 請負工事の検査に関すること</li> <li>11 物品の購入、修繕その他の契約(別に定めるものを除く。)に係る検収に関すること(財務課、南配水課、国見浄水課及び茂庭浄水課の所管に属するものを除く。)</li> <li>12 国見浄水場及び中原浄水場の統合更新に係る計画及び調整に関すること</li> <li>13 部内事務の連絡調整に関すること</li> </ol>

部 課 所 名		事 務 分 掌
給 水 部	配水管理課 水 運 用 係 漏 水 防 止 係 設 備 係	1 浄水、受水及び配水の計画及び調整に関すること 2 水運用に関すること 3 監視制御システムの企画及び運営管理に関すること 4 施設管理システムの企画及び運営管理に関すること 5 管路情報の管理に関すること 6 漏水防止計画に関すること 7 漏水防止業務の総括に関すること 8 漏水防止業務の統計及び分析に関すること 9 配水所等の維持管理に関すること(国見浄水課の所管に属するものを除く。)
	南配水課 庶 務 係 給 水 管 整 備 係 南 維 持 係 東 維 持 係	1 水道修繕受付センターに関すること 2 本市の区域の全部並びに富谷市及び黒川郡大和町の区域の一部における送配水施設等に係る次に掲げる事務 ア 維持管理及び改良に関する予算及び決算の管理並びに統計等に関すること イ 給水管整備に関すること 3 宮城野区、若林区及び太白区の区域における送配水施設等に係る次に掲げる事務 ア 維持管理及び改良に関すること イ 給水装置の分岐工事に関すること ウ 開発行為等に係る水道施設建設の設計、監督及び検査に関すること エ 国等及び企業等が行う工事に伴う送配水施設等の移設工事等(国庫補助事業を除く。)に関すること 4 貯蔵品(浄水用薬品を除く。)に関すること
	北配水課 北 維 持 係 西 維 持 係	1 青葉区及び泉区の区域並びに富谷市及び黒川郡大和町の区域の一部における送配水施設等に係る次に掲げる事務 ア 維持管理及び改良に関すること イ 給水装置の分岐工事に関すること ウ 国等及び企業等が行う工事に伴う送配水施設等の移設工事等(国庫補助事業を除く。)に関すること
	給水装置課 給 水 管 理 係 給 水 装 置 係 設 備 指 導 係	1 指定給水装置工事事業者に関すること 2 受託給水工事(南配水課及び北配水課の所管に属するものを除く。)に関すること 3 水道加入金等に関すること 4 給水装置工事に係る資金融資に関すること 5 給水装置に係る情報の収集及び管理に関すること 6 給水装置工事の設計審査及び指導に関すること 7 給水装置工事のしゅん工検査に関すること 8 水道メーターに関すること(営業課の所管に属するものを除く。) 9 開発行為等に係る水道施設建設の協議及び指導に関すること 10 中高層建築物に係る直結給水等の設計の協議及び指導に関すること 11 貯水槽水道に係る設計の協議及び指導に関すること 12 貯水槽水道の水質の管理に係る指導に関すること 13 開発負担金に係る認定及び徴収に関すること

部 課 所 名		事 務 分 掌
給 水 部	南管路整備課 事業調整係 工事第一係 工事第二係	1 管路整備に係る計画等に関すること 2 若林区及び太白区の区域並びに宮城野区の区域の一部における次に掲げる事務 ア 管路整備工事等の設計及び監督に関すること イ 国等及び企業等が行う工事に伴う送配水施設等の移設工事等 (国庫補助事業に限る。)の設計及び監督に関すること
	北管路整備課 工事第一係 工事第二係	1 青葉区及び泉区の区域並びに宮城野区の区域の一部並びに富谷市及び黒川郡 大和町の区域の一部における次に掲げる事務 ア 管路整備工事等の設計及び監督に関すること イ 国等及び企業等が行う工事に伴う送配水施設等の移設工事等 (国庫補助事業に限る。)の設計及び監督に関すること
浄 水 部	施設課 浄水管理係 施設係 建築係 電機係	1 国見浄水課及び茂庭浄水課の所管に属する水道施設(以下「浄水施設等」という。)の維持管理の総括に関すること 2 浄水施設等の施設整備の長期構想並びに計画及び調整(計画課の所管に属するものを除く。)に関すること 3 浄水施設等の建設改良事業の総括に関すること 4 水源の水利及び水質の保全に関すること 5 浄水施設等、配水池及びポンプ場の土木構造物の新設工事、大規模な改良工事及び修繕等に関すること 6 建築物(財務課の所管に属するものを除く。)の長期保全計画に関すること 7 建築物の新設工事、大規模な改良工事及び修繕等に関すること 8 電気設備及び機械設備の総括に関すること 9 電気設備及び機械設備の新設工事、大規模な改良工事及び修繕等に関すること 10 無線電話及び通信線路の総括に関すること 11 部内事務の連絡調整に関すること
	水質管理課 水質管理係 水質検査第一係 水質検査第二係	1 水質管理に関すること 2 水質検査及びこれに係る調査研究に関すること
	国見浄水課 国見浄水場 中原浄水場 福岡浄水場	1 国見浄水場、中原浄水場、福岡浄水場、作並浄水場及び熊ヶ根浄水場に係る取水、導水、浄水、送水及び配水(以下「浄水等」という。)並びに施設の維持管理に関すること 2 前号に掲げる浄水場の使用に係る浄水用薬品に関すること
	茂庭浄水課 茂庭浄水場	1 茂庭浄水場、野尻浄水場及び滝原浄水場に係る浄水等並びに施設の維持管理に関すること 2 前号に掲げる浄水場の使用に係る浄水用薬品に関すること

## 2 庁舎等一覧

名 称	所 在 地	電 話
本 庁 舎	〒982-8585 太白区南大野田29-1	304-0007
卸 町 庁 舎 東 維 持 係	〒984-0015 若林区卸町2-3-1	237-2261
国 見 庁 舎 北 配 水 課	〒981-0942 青葉区貝ヶ森2-6-7	277-2631
水 質 検 査 セ ン タ ー	〒982-0251 太白区茂庭字上ノ原山128	281-3111
国 見 浄 水 場	〒981-0943 青葉区国見6-51-1	234-4236
中 原 浄 水 場	〒989-3212 青葉区芋沢字中原24	394-2507
福 岡 浄 水 場	〒981-3225 泉区福岡字台103-2	379-3633
茂 庭 浄 水 場	〒982-0251 太白区茂庭字上ノ原山128	281-2211
仙 台 市 水 道 記 念 館	〒989-3432 青葉区熊ヶ根字大原道地内	393-2188
(公財)仙台市水道サービス公社	〒982-8585 太白区南大野田29-1(水道局本庁舎附属棟)	304-0173
(料 金 窓 口)		
南 料 金 セ ン タ ー	〒982-8585 太白区南大野田29-1(水道局本庁舎1階)	304-0023
北 料 金 セ ン タ ー	〒981-3133 泉区泉中央2-1-1(泉区役所東庁舎3階)	371-8830
市 役 所 料 金 セ ン タ ー	〒980-8671 青葉区国分町3-7-1(市役所本庁舎1階)	——

### 3 現行料金

#### (1) 水道料金（令和元年10月1日適用）

基本料金（1か月につき）

（単位：円）

口径	13mm	20mm	25mm	30mm	40mm	50mm	75mm	100mm	150mm	200mm
料金	580	1,250	1,900	2,800	5,300	11,200	24,600	48,000	130,000	260,000

従量料金（1か月につき）

種別及び用途 区分	料 金（1 m <sup>3</sup> につき）			
	専用栓			共用栓
	一般用		公衆浴場用	
	給水管の口径 25mm以下	給水管の口径 30mm以上		
1～10 m <sup>3</sup>	80 円	205 円	125 円	80 円
11～20 m <sup>3</sup>	185 円			
21～50 m <sup>3</sup>	205 円			
51～100 m <sup>3</sup>	240 円	240 円		
101～200 m <sup>3</sup>	275 円	275 円		
201 m <sup>3</sup> 以上	310 円	310 円	185 円	

水道料金は、基本料金と従量料金との合計額に110/100を乗じて得た額である。

消火栓料金（私設）

消火演習 1回 10分毎

1,300 円

消火栓料金は、上記金額に110/100を乗じて得た額である。

#### (2) 水道加入金（令和元年10月1日適用）

口 径	金 額	口 径	金 額
13mm	98,000 円	50mm	2,420,000 円
20mm	183,000 円	75mm	6,500,000 円
25mm	455,000 円	100mm	13,300,000 円
30mm	700,000 円	150mm	38,000,000 円
40mm	1,410,000 円	200mm	管理者が別に定める額

水道加入金の額は、上記の金額に110/100を乗じて得た額である。

#### (3) 開発負担金（令和元年10月1日適用）

区 分	建 築 物 に 係 る 開 発 負 担 金	宅 地 に 係 る 開 発 負 担 金
基 準	計画一日最大給水量 5 m <sup>3</sup> 以上	造成面積 3,000 m <sup>2</sup> 以上
金 額	計画一日最大給水量 1 m <sup>3</sup> 当たり 100,000 円	造成面積 1 m <sup>2</sup> 当たり 410 円

開発負担金の額は、上記の金額に110/100を乗じて得た額である。

## 4 公益財団法人

### 仙台市水道サービス公社

(1) 設立年月日 昭和54年11月9日  
平成24年10月1日に財団法人から公益財団法人に移行

(2) 事務所 仙台市太白区南大野田29番地の1

(3) 基本財産 ア 設立時 1,000万円  
イ 現在 10,000万円

(4) 設立目的

上下水道の適正かつ円滑な利用の促進と適切な維持管理を行うために必要な事業を行い、上下水道事業の健全な運営と公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

(5) 業務開始年月日 昭和55年1月1日

(6) 事業内容

① 水道事業の普及啓発に関する事業

ア 上下水道施設見学会

イ 仙台市水道記念館管理運営（仙台市水道局からの受託業務）

ウ その他の上下水道事業に関する広報活動

② 給水装置等に関する調査、情報の収集・提供等に関する事業

ア 給水装置工事設計図書等作成業務

イ 給水装置台帳複写等業務

ウ 給水管布設状況調査業務（仙台市水道局からの受託業務）

エ 施設管理システムデータ更新等業務（仙台市水道局からの受託業務）

オ 修繕工事等工事完成図データファイリング化業務（仙台市水道局からの受託業務）

③ 給排水設備等の技術水準の確保・向上及び適正な維持管理に関する事業

ア 給水装置工事申込受付・審査業務（仙台市水道局からの受託業務）

イ 道路占用許可申請・審査業務（仙台市水道局からの受託業務）

ウ 給水装置工事竣工検査業務（仙台市水道局からの受託業務）

エ 給水装置工事に関する相談業務（仙台市水道局からの受託業務）

オ 排水設備設置に係る確認申請等受付業務及び現地確認業務（仙台市建設局からの受託業務）

カ 水道の保安に関する事業（仙台市水道局からの受託業務）

キ 給水装置工事技術者講習会

④ 簡易専用水道の検査等に関する事業

ア 簡易専用水道の検査業務

イ 貯水槽水道現地調査業務（仙台市水道局からの受託業務）

⑤ 地方公共団体等から委託を受けて行う上下水道に関する事業

ア 水道メーター管理業務（仙台市水道局からの受託業務）

イ 浄水場排水処理施設運転管理業務（仙台市水道局からの受託業務）

ウ 配水管工技能講習会会場運営業務（（公社）日本水道協会からの受託業務）

エ 給水装置工事主任技術者試験監督等業務（（公財）給水工事技術振興財団からの受託業務）

## 5 主要都市の水道事業

(「平成30年度地方公営企業決算状況調査表」及び「令和元年度大都市経営指標便覧」から作成)

都市名	仙台市	札幌市	さいたま市	東京都	横浜市	川崎市	新潟市	静岡市	浜松市	名古屋市
給水区域内人口(人)	1,061,715	1,959,545	1,306,079	13,543,148	3,741,317	1,522,208	789,940	690,043	799,404	2,453,330
現在給水人口(人)	1,058,549	1,957,986	1,305,516	13,543,090	3,741,272	1,522,208	786,931	684,602	773,718	2,453,324
給水戸数(戸)	510,997	954,721	608,356	7,713,310	1,873,610	734,485	327,735	303,106	343,977	1,319,952
普及率(%) <sup>※1</sup>	99.70	99.92	99.96	100.00	100.00	100.00	99.62	99.21	96.79	100.00
配水能力(m <sup>3</sup> /日)	425,215	835,200	538,000	6,859,500	1,820,000	758,200	440,000	322,450	379,142	1,424,000
年間総配水量(千m <sup>3</sup> )	120,299	190,250	132,841	1,540,896	411,858	180,974	101,068	81,216	88,259	278,105
一日最大配水量(m <sup>3</sup> )	359,172	572,750	394,510	4,602,000	1,217,400	528,600	317,396	248,206	264,246	861,513
一日平均配水量(m <sup>3</sup> )	329,586	521,233	363,948	4,221,633	1,128,378	495,819	276,899	222,510	241,805	761,932
年間有収水量(千m <sup>3</sup> )	113,500	176,682	126,740	1,481,197	379,880	167,656	95,038	71,132	80,288	263,518
有収率(%)	94.35	92.87	95.41	96.13	92.24	92.64	94.03	87.58	90.97	94.75
供給単価(円/m <sup>3</sup> )	208.91	212.28	212.78	196.22	170.07	147.31	145.38	126.93	125.97	160.21
給水原価(円/m <sup>3</sup> ) <sup>※2</sup>	198.01	172.94	191.16	200.72	170.51	170.31	129.45	115.36	124.96	163.40
10m <sup>3</sup> 当たり料金(円) <sup>※3</sup>	1,490	1,425	1,339	993	946	777	1,350	1,050	1,080	718
職員数(人)	412	625	370	3,640	1,513	551	318	170	153	1,255

都市名	京都市	大阪市	堺市	神戸市	岡山市	広島市	北九州市	福岡市	熊本市
給水区域内人口(人)	1,463,732	2,728,981	837,377	1,521,874	707,161	1,255,471	991,246	1,580,275	738,063
現在給水人口(人)	1,461,571	2,728,981	837,312	1,519,586	706,232	1,232,014	987,947	1,574,675	705,889
給水戸数(戸)	782,531	1,616,837	399,098	805,951	327,316	581,085	502,849	897,453	339,539
普及率(%) <sup>※1</sup>	99.85	100.00	99.99	99.85	99.87	98.13	99.67	99.65	95.64
配水能力(m <sup>3</sup> /日)	738,778	2,430,000	405,800	846,901	344,575	626,001	769,000	777,787	317,244
年間総配水量(千m <sup>3</sup> )	182,226	405,775	96,652	186,022	89,278	134,636	109,930	150,708	80,609
一日最大配水量(m <sup>3</sup> )	538,181	1,220,200	289,940	560,570	273,298	417,293	333,339	451,036	238,413
一日平均配水量(m <sup>3</sup> )	499,249	1,111,712	264,800	509,649	244,597	368,866	301,178	412,899	220,847
年間有収水量(千m <sup>3</sup> )	165,295	371,399	87,645	172,736	80,805	127,237	99,130	145,419	70,703
有収率(%)	90.71	91.53	90.68	92.86	90.51	94.50	90.18	96.49	87.71
供給単価(円/m <sup>3</sup> )	166.31	160.35	164.95	173.39	156.06	149.65	145.37	219.19	165.40
給水原価(円/m <sup>3</sup> ) <sup>※2</sup>	151.61	129.16	156.20	169.81	144.66	144.06	151.31	184.88	138.82
10m <sup>3</sup> 当たり料金(円) <sup>※3</sup>	1,047	1,026	1,134	950	1,047	874	842	1,101	1,134
職員数(人)	665	1,318	223	690	329	634	330	503	213

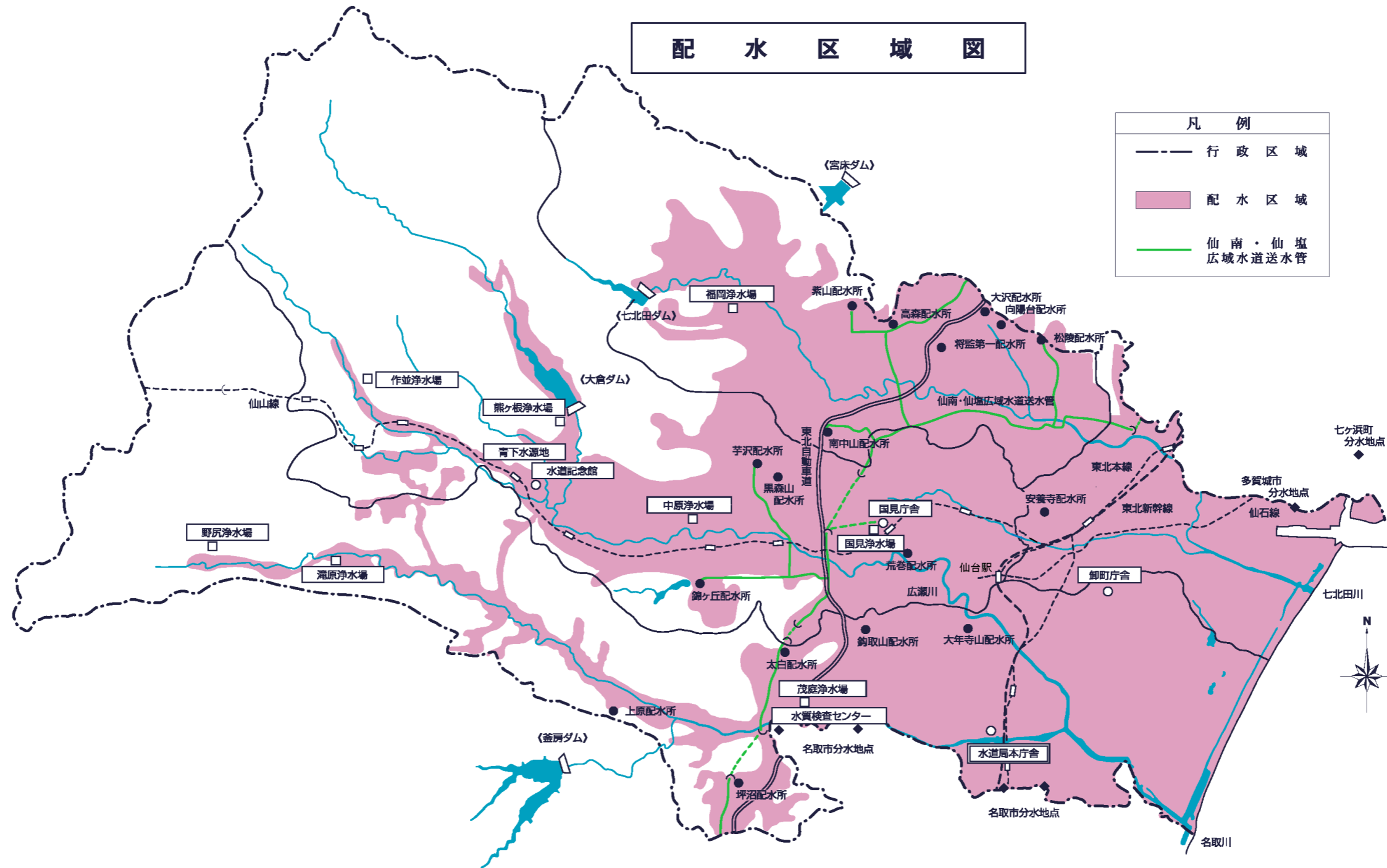
※1 現在給水人口/給水区域内人口

※2 (経常費用-(受託工事費+附帯事業費+材料費及び不用品売却原価+長期前受金戻入))/年間有収水量

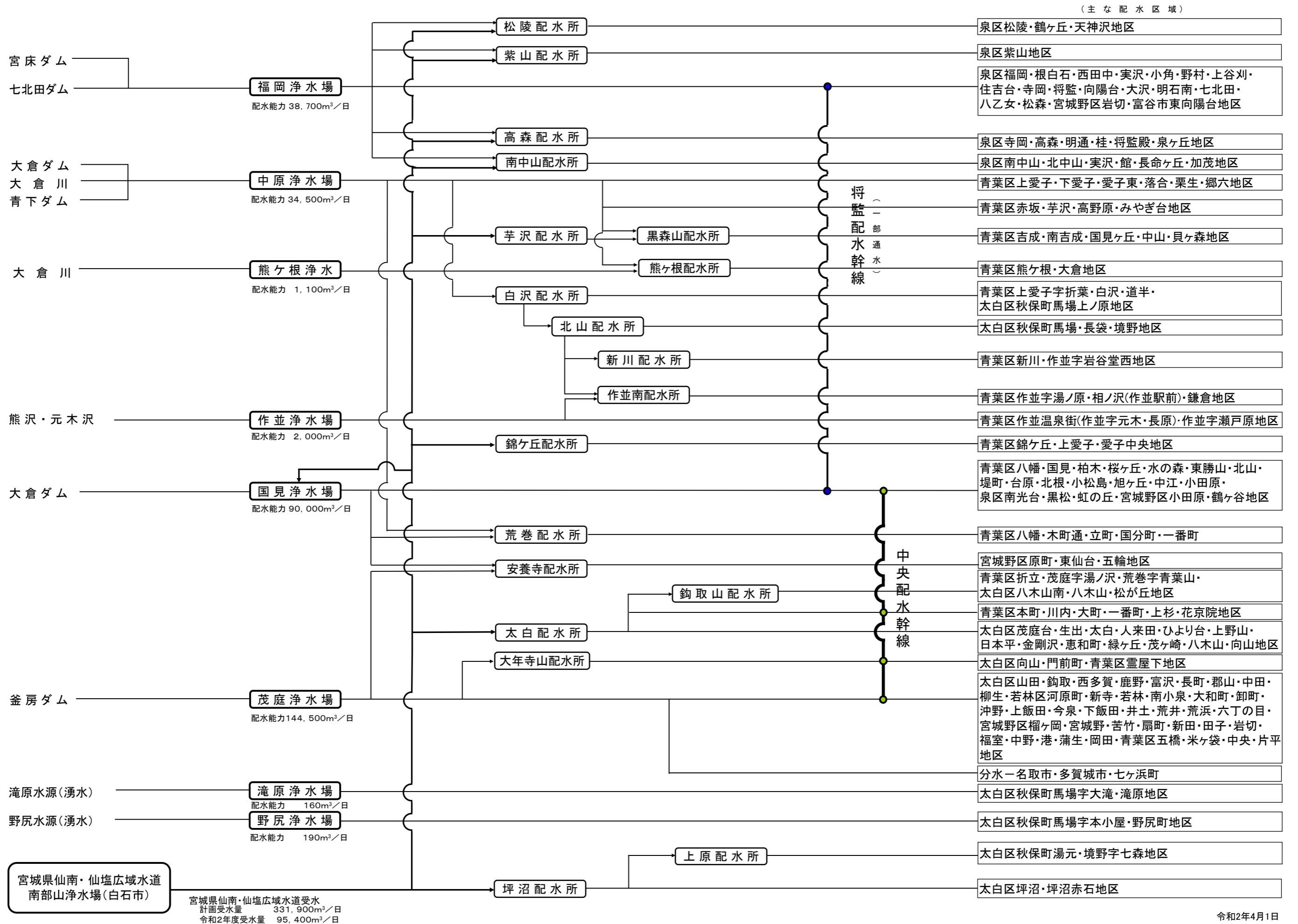
※3 家庭用口径13mm 1ヶ月あたりの消費税相当額を含む料金。



# 配水区域図



# 仙台市配水系統図



令和2年4月1日



ウォーターくん

## 事業概要

(令和2年4月1日)

令和2年5月発行

編集・発行 仙台市水道局総務部経営企画課

〒982-8585 仙台市太白区南大野田29番地の1

TEL (022) 304-0010

FAX (022) 249-2006